

指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認事項

氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

電話番号

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※従来どおり住所・電話番号・業者名・代表者氏名については公表いたします。

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間 など (下記に営業時間等を記入してください)	どちらかに○
休業日:	
営業時間:	
修繕対応時間:	
※上記の休業日、営業日などについて公表しても良い。	可 ・ 不可

業務内容①	どちらかに○
給水装置工事について（新設・改造・その他）	
・配水管への分水栓の取付・せん孔及び水道メーターまでの給水管の接合を施工するにあたり、適切に作業を行う技能を有する者が従事もしくは監督し他の者に従事させることができる。 (※資格の有無だけでなく、実際に技能を有するかを厚労省で確認するよう指導がありましたのでその確認となります。)	可 ・ 不可
漏水修繕の対応について（敷地内）	
・一般家庭からの連絡による修繕に対応が可能である。 (※可能な場合は修繕対応している時間を上記「修繕対応時間」欄に記入ください)	可 ・ 不可
・掘削を要する埋設部の給水装置の修繕ができる。	可 ・ 不可
・屋内給水装置の修繕（土工事を伴わない）ができる	可 ・ 不可
※上記の業務内容①について公表しても良い。	可 ・ 不可

業務内容②	どちらかに○
○漏水修繕の対応について（公道）※業務の参考としますので併せてお答えください。	
・町水道課の連絡による修繕に対応が可能である。	可 ・ 不可
・大口径の配水管の修繕工事ができる。	可 ・ 不可
・掘削を要する埋設部配水管等の修繕ができる（舗装道路 舗装復旧）	可 ・ 不可
・掘削を要する埋設部配水管等の修繕ができる（未舗装道路 舗装復旧無）	可 ・ 不可

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

2. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（公表対象外）

水道法施行規則 第36条第2号

配水管から分岐して給水管を設ける工事〔配水管への分水栓の取付、せん孔〕及び（2）給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事〔給水管の接続〕を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※以下に示す保有等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業体等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた**配管工の資格**（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する**配管技能士の資格**
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の**配管科の課程修了者**
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が平成23年度まで実施した配管技能の習得に係る講習「**給水装置工事配管技能講習会**」を修了した者又は平成24年度から実施した「**給水装置工事配管技能検定会**」に合格した者（**配管技能講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定**）

☐ 配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

↑※施工しない場合は☑をしてください。（下記の記入は不要です。）

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか？ （○×を記入）	下記の資格を有している？ または講習会を修了している？ （○×を記入）	保有している資格及び講習会の修了等を記入	直近の施工年度

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピーして記載してください。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）（公表対象外）

受講者名	研修会名	実施団体	受講年月日

外部研修の場合は、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

給水装置工事主任技術者が受講できる「eラーニング」の場合は、試験実施履歴の画面の写し又は研修終了日が明記された給水装置工事主任技術者証の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4. その他の情報について

ホームページ等の公表はしませんが業務上必要なため、記入をお願いします。

	番号・アドレス	担当者名
FAX 番号		
E-mail アドレス		
携帯番号		